

堺市監査委員公表第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 21 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

教育委員会事務局

(総務部、教職員人事部、学校教育部、教育センター、地域教育支援部、
学校管理部、学童集団下痢症補償対策担当、中央図書館)

学校園

(八上小学校、陵西中学校、福泉南中学校、美原西中学校、百舌鳥支援学
校、百舌鳥支援学校分校)

第3 監査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日～令和4年7月31日)

ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年8月1日～令和4年12月21日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、
公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書
類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 総務部 総務課

(1) 校務・教務サポーター謝礼金について

校務・教務サポーター事業実施要項に基づき、校務・教務サポーターに
謝礼金を支払っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなか
った。

2 総務部 学務課

(1) 高等学校使用料(堺高等学校授業料、堺高等学校入学金)について

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例に基づき、堺市立堺

高等学校の授業料、入学金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 扶助費（就学援助費（小学校、中学校））について

堺市就学援助規則に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して援助を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 学校教育部 教育課程課

(1) 堺・スクールサポーター謝礼金について

堺・スクールサポーター活用事業実施要項に基づき、堺・スクールサポーターに謝礼金を支払っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 地域教育支援部 放課後子ども支援課

(1) 徴収金収入（放課後児童対策事業一部負担金）について

堺市放課後児童対策事業実施要綱、堺市放課後ルーム事業実施要綱、堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱等に基づき各事業を行い、事業の利用者から一部負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 学校管理部 学校施設課

(1) 施設等修繕料について

学校（園）長が専決処理により締結した50万円以下の修繕に係る随意契約について、堺市教育委員会建設工事等に係る少額随意契約審査委員会要綱に基づき、委員会への報告を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 中央図書館 南図書館

(1) 社会教育使用料（南図書館ホール使用料）について

堺市立図書館条例に基づき、南図書館ホール使用料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

7 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 貸付料の遅延利息の請求

自動販売機の設置に係る殿馬場中学校ほか6校の土地の、令和3年度と令和4年度の貸付料について、納入期限を過ぎて納入されたにもかかわらず、遅延利息を請求していなかった。

（総務部 総務課）

イ 公有財産台帳の記載

土地32件及び建物32件の公有財産台帳を調査した結果、土地2件及び建物5件の台帳において、下記の記載誤りがあった。

- ・合筆した土地の地番と、売却した土地の地番を取り違えて記載
- ・土地の増筆数の記載誤り
- ・建物ごとの価額の記載誤り（全3件）
- ・建物増加分の価額の記載誤り
- ・建物の床面積の現在高の記載誤り

（学校管理部 学校管理課）

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における報告書

西図書館清掃業務について、契約書では、毎月の清掃業務終了後、業務報告書（日常業務作業月報）を市に提出し、検査を受けることとされている。また特記仕様書では、各階の場所ごとに清掃面積、清掃の回数などが明示されている。

毎月受注者から提出された日常業務作業月報は、特記仕様書が示す清掃場所や回数とは合致しない様式となっていたが、市は改善を指示することなく受理していた。

（中央図書館 総務課）

イ 委託業務における提出書類

堺市立図書館 図書館カウンター堺東運営業務について、契約書では、

受注者は業務の実施に当たり、「業務従事者からの秘密保持に関する誓約書の写し」を市に提出することとされている。

しかし、新型コロナウイルスに感染した業務従事者に代わる臨時従事者5名について、市は、受注者から当該誓約書の写しの提出を受けていなかった。

(中央図書館 総務課)

[委託業務の合理性について (意見)]

教育委員会公用車管理運行業務の基本運行時間内における車両運行状況は下記のとおりである。

年度	出勤 日数 A(日)	運行 日数 B(日)	B/A (%)	運行 時間 C(時間)	委託料 D(円)	基本運行時間 (土日祝日及び 年未年始を除く)
平成29年度	244	71	29.1	174.9	3,312,360	9:00~17:30
平成30年度	244	110	45.1	251.8	3,365,820	
令和2年度	243	52	21.4	74.1	3,531,000	12:30~17:30
令和3年度	242	83	34.3	125.4	3,531,000	
令和4年度 (4~6月)	61	8	13.1	13.4	3,498,000	

※令和元年度は入札不調のため、委託を行っていない。

近年は新型コロナウイルス感染症が運行に影響を与えているが、運行日数、運行時間は継続して低位で推移している。また、基本運行時間が大幅に短縮されているにもかかわらず、委託料はむしろ上昇している。

このような状況に鑑み、今後、本業務委託を継続するかどうかを含めて、公用車の運行業務を合理化されたい。

(総務部 教育政策課)

[仕様書の記載内容について (意見)]

学校保健体育課は、同課が事務局を務める堺市学校保健会との間で「児童生徒の保健衛生の推進業務」の委託契約を締結している。

当該契約の仕様書では、主な業務として5項目記載されているが、そのうち2項目においては、業務の数量等を示す具体的な記載がなく、1項目においては、記載が不十分となっていた。

そのために、業務実施の都度、市が受注者に具体的な指示をする状況となっている。

市では、予定価格の決定に当たり委託料の積算を行っており、当該積算の内容を仕様書の記載に反映させるべきであった。

仕様書の記載は、受注者による委託料の積算や、市が行う監督検査に

直接関わるものであるため、正確で詳細な記載に努められたい。

(学校教育部 学校保健体育課)

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 切手等受払簿の整理

切手等受払簿において、所属長の決裁を受けずに、切手の払出しを行っているものがあった。

また、物品取扱員が不在であったため、会計規則に基づき、あらかじめ指定された職員が代わりに切手を払い出したとのことだったが、その職員名を受払簿に記載していなかった。

(学校教育部 学校保健体育課)

イ 公金外現金の取扱状況の報告等

公金外現金取扱基準に基づき、所属長は、内部検査体制等を定めるとともに、毎年度終了時に取扱状況を局総務担当課長に報告することとされているが、各課で扱っている公金外現金について調査したところ、以下のものがあった。

(ア) 当該報告がなされていない公金外現金があった。

(学校教育部 学校保健体育課)

(イ) 当該報告の検査日が令和4年4月1日となっているにもかかわらず、報告書の発出日が当該検査日から4か月以上経過した同年8月26日となっていた。

(学校教育部 教育課程課)

(ウ) 令和3年度終了時の局総務担当課長への報告状況を検討したところ、内部検査体制等を定めている文書がなく、検査員が適正に選定されているかどうかを確認できなかった。

(中央図書館 総務課)

ウ 公金外現金の検査

はとぶえ実行委員会に関する公金外現金及び拾得金に関する公金外現金について、それぞれの取扱いの規定では、会計年度終了時に、公金外現金取扱管理者が収支整理者及び出納取扱者以外の所属職員のうちから検査員を選定し、出納に関する検査を行わせることとされているが、出納取扱者と同一の者を検査員に選定し、検査を行わせていた。

(学校教育部 教育課程課、中央図書館 西図書館)

8 学校園

八上小学校、陵西中学校、福泉南中学校、美原西中学校、百舌鳥支援学校、百舌鳥支援学校分校を対象に関係書類を調査し、実地に調査した。

(1) 公有財産（土地・建物）及び備品の管理について

公有財産（土地・建物）及び備品の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 備品の管理

備品の管理について、以下のものがあった。

(ア) 市の所有物ではないミシン 1 台に備品票を貼付して保管していた。
(八上小学校)

(イ) 備品出納簿に登録されていた次の備品について、所在不明となっていた。

・丸鋸 1 台

(陵西中学校)

・パネルスクリーン、物品整理棚、かんな盤、角のみ盤、チェーンソー、ワイヤレスチューナー 各 1 台

・糸鋸盤、扇風機 各 2 台

・テレビ 3 台

(美原西中学校)

(ウ) 次のものについて、過去に廃棄処分の決裁を受け、備品登録から抹消されていたが、備品票が貼付された状態で保管されたままになっていた。

・琴 1 張

(陵西中学校)

・ワイヤレスマイク 1 本

・石油ストーブ 1台

(美原西中学校)

(2) 施設等修繕料について

学校（園）長の専決処理により締結している 50 万円以下の施設等修繕料に係る事務について、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 現金出納簿の整理

前渡資金で受け入れている教育活動研究推進事業の現金出納簿において、前渡資金受領者及び取扱者の確認印がなく、月計や累計の記載もなかった。

また、預金口座で受け入れたにもかかわらず、現金の欄に残額（保管額）を記載していた。

(陵西中学校)

イ 出納簿の作成

堺市特別支援教育研究協議会の事務で扱っている公金外現金について、前年度からの繰越金があるにもかかわらず、令和 4 年度の出納簿を作成していなかった。

(百舌鳥支援学校)

ウ 学校徴収金に係る事務

学校徴収金の取扱いに係る事務について、以下のものがあつた。

(ア) 令和 4 年度の修学旅行等（泊を伴う行事）や卒業アルバムの作成に係る事務において、実施計画の作成や業者の選定、保護者への積立の依頼などの校長による決裁がその都度行われておらず、事後的に行われていた。

さらに、令和 3 年度の修学旅行に係る書類を確認したところ、陵西中学校及び福泉南中学校では、文書が作成されておらず、校長への口頭での報告により実施されていた。また、美原西中学校では文書は作成していたものの校長の押印がなかった。

(陵西中学校、福泉南中学校、美原西中学校)

(イ) 堺市立学校（園）徴収金事務取扱要領（以下「要領」という。）では、関係帳票は、学校徴収金の項目ごとに分類整理し、当該年度経過後3年間保存することとされている。

しかし、令和元年度～令和3年度の保存書類を確認したところ、以下のものがあった。

①保存書類が、学校徴収金の項目ごとに整理されていなかった。

（陵西中学校）

②物品を購入する際などに作成する「執行伺」において、決裁印が押印されていなかった。

（陵西中学校）

③「執行伺」において、検収日の記載、検収印の押印がなかった。

（美原西中学校）

(ウ) 要領において、以下のとおり定められている。

- ・預金通帳（預金口座）は、学校徴収金の項目ごとに作成し、保管すること

- ・会計年度を4月1日から翌年3月31日と定め、会計年度終了後速やかに決算書を作成し、校長が保護者の中から選出した複数人の監査委員の監査を受けること

しかし、臨海学校に係る学校徴収金において、以下のものがあった。

①臨海学校の預金口座が作成されていなかった。

②令和4年度の臨海学校において、誤った金額を保護者から徴収していた。

③令和3年度の決算書の作成及び監査が行われていなかった。

（八上小学校）

(エ) 学校（園）徴収金事務取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）において、個人情報を提供して委託する場合の留意事項として、以下のとおり定めている。

- ・委託先等に個人情報取扱特記事項の記載事項を周知するとともに、交付する。

- ・委託先等から個人情報取扱特記事項を遵守する旨を確認し、「個人情報取扱における誓約書」を受領する。

- ・契約書を取り交わす場合は、契約書に個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を記載する。

しかし、個人情報を提供する業務において、以下のものがあった。

①委託先に個人情報取扱特記事項の交付がなされていなかった。

- ②「個人情報取扱における誓約書」が受領されていなかった。
- ③契約書に個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が記載されていなかった。

(福泉南中学校、美原西中学校、百舌鳥支援学校)

(オ) マニュアルでは、やむを得ず現金を金庫で保管する場合は、現金保管台帳を作成し、金庫の中に保管している現金の項目や金額等を記録し、厳重に保管することとされている。

しかし、学校徴収金を現金で徴収し金庫に保管する際、現金保管台帳に、実際に保管する金額と異なる「金額」、誤った「預入日」及び「持出日」が記載されたものが散見された。

(百舌鳥支援学校)

[学校徴収金に係る事務について (意見)]

学校徴収金に係る事務について、前回の監査に引き続き、今回の監査においても、上記ウ(ア)～(オ)に記載のとおり、不適切な事務処理が散見された。

学校園においては、校長を中心にマニュアルに基づく適切な事務処理を実施するための体制を構築し、文書による起案、決裁を徹底することで事務処理の適正化及び透明化に努められたい。

また、教育委員会事務局においては、前回監査に対する措置の効果を検証し、不適切な事務処理が繰り返されないための効果的な手法を改めて検討し、実施されたい。

(教育委員会事務局、学校園)

9 その他

教育委員会事務局及び学校園においては、内部統制の充実について、以下のとおり意見を付す。

[内部統制の充実について (意見)]

令和3年2月に策定された「第3期 未来をつくる堺教育プラン」において、基本施策9「学校マネジメント力の向上」には、学校園において適正な事務執行を推進し、内部統制体制の充実を図る、と記載されている。内部統制はPDCAサイクルに沿って行われるものであり、そのためには自己点検を実施することが、重要な前提となっている。

一方、教育委員会事務局では、毎年度、各関係課が所管する事務の執行に関して、合同で学校園に対して事務監査指導を行っており、これによってさらに内部統制を強化する体制をとっている。

しかし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症を理由として、全ての課において、1年を通じて事務監査指導を実施していなかった。

なお、令和2年7月に、事務監査指導を行う各関係課長の連名により、令和2年度は事務監査指導を実施しない旨の通知が学校園に対して行われている。本通知文においては、学校園による自己点検を事務監査指導の代替手段と位置付けているが、学校園の事務を直接執行していない教育委員会事務局が実施している事務監査指導は、自己点検とは異なるものである。

以上のような理解を前提に、学校園において着実に自己点検を実施するとともに、教育委員会事務局としても、事務監査指導を始め、内部統制の更なる充実に努められたい。

(教育委員会事務局、学校園)